「指定生活介護事業　ふれあいの杜まんなか」

重要事項説明書

この重要事項説明書は、厚生労働省令に基づき、当事業所の概要や提供サービスの内容、契約上ご注意いただきたいことをサービス利用希望者に説明するものです。

１　サービスを提供する事業者

事業者の名称	社会福祉法人　ダブルエッチジェー
法人所在地	愛知県半田市椎の木町一丁目８番の１
電 話 番 号	０５６９－２０－７７５５
代 表 者 名	理事長　竹内　涼
法人設立年月	平成９年７月１日

２　利用施設

事業所の種類	指定生活介護事業所	平成２６年　３月１日指定
事業所の名称	ふれあいの杜まんなか（事業所番号２３１３２００１４５）	
事業所の所在地	愛知県碧南市若松町三丁目１０５番	
連　絡　先	電話番号　0566-93-3956	
	FAX 番号　0566-93-3957	
管理者氏名	中村　大器	
サービス管理責任者	配置あり	
サービスの実施地域	碧南市　西尾市　高浜市	
主たる対象者	特定なし（身体障害者・知的障害者・精神障害者）	
利用定員	２０人	
事業所開設年月	平成２６年３月１日	

３　サービスの目的・運営方針

目　　的	適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、円滑な運営を図るとともに利用者の意志及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立った適切な指定生活介護等の提供を確保することを目的とする。
運営方針	自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、入浴、排泄、及び食事の介護、創作的活動、又は生産活動の機会の提供、その他の便宜を適切かつ効果的に行う。地域の結びつきを重視し、利用者の所在する市町村、他の社会資源との密接な連携を図り、関係法令を尊守し生活介護事業サービスを提供する。

４　サービスに係る施設・設備等の概要

(1) 施設

建物	構　　造	鉄骨　　２階建
	延べ床面積	４７９，４０　㎡
	利用定員	２０　　人
敷　地　面　積		５９５，１１　㎡

(2) 主な設備

居室の種類	室　数	面　積	一人当り面積	備　　考
作業室	１室	42,00 ㎡	2.1 ㎡	
洗面所	３カ所			
事務室	１室	23,20 ㎡		
相談室	１室	4,4 ㎡		事務室内でパーテーションにより間切る
便　所	６室	45,4 ㎡		
浴　室	１室	12,32 ㎡		
食堂・多目的室	１室	31,76 ㎡		
医務室	１室	7,4 ㎡		

当事業所では、厚生労働省の定める指定基準を遵守し以上の施設・設備を設置しています。

５　サービス提供職員の設置状況

職　種	員数	区　分				常勤換算後の職員	保有資格
		常　勤		非常勤			
		専従	兼任	専従	兼任		
管理者	1		1			0.375	
ｻｰﾋﾞｽ管理責任者	1	1				1	
生活支援員	１３		4	4	5	7.5	
調理員	2				2	0.375	
看護職員	1			1		1.00	
医師	1				1	0.1	

当事業所では、厚生労働省の定める指定基準を遵守し指定障害福祉サービスを提供する職員として、上記の職員を配置しています。

※常勤換算とは…

職員それぞれの週あたりの勤務延べ時間数の総数を当事業所における常勤職員の所定勤務時間（例：週 40 時間）で除した数です。

（ア）　各職種の勤務体系

職　種	勤務体制
管理者	正規の勤務時間帯（8：30～17：30）常勤兼務で勤務

サービス管理責任者	正規の勤務時間帯（8：30～17：30）兼務で勤務
生活支援員（常勤）	正規の勤務時間帯（8：30～17：30）常勤で勤務
生活支援員（非常勤）	（10:00～16:00）（9:30～16:30）など
調理員	正規の勤務時間帯（10：00～13：00）非常勤で兼務
看護職員	正規の勤務時間帯（8：30～17：30）非常勤で勤務
嘱託医師	毎月１回診察

（イ）　営業日と営業時間

営業日：月曜日～金曜日（12 月 29 日～1 月 3 日までを除く）

（※祝日の一部は営業の場合があります。その場合、当該月の前日までにご案内させていただきます。）

営業時間：午前８時３０分から午後５時３０分

サービス提供時間：午前９時から午後４時

６　サービス提供の内容

（１）　介護給付費対象サービス内容

サービスの種類	サービスの内容
相談及び援助	・当施設は、利用者及びその家族からのいかなる相談についても誠意を持って応じ、可能な限り必要な援助を行うように努めます。 ＜相談窓口＞ サービス管理責任者
訓　練	・生活能力の維持向上のための食事や家事等の日常生活能力を向上するための訓練を行います。 （日常生活訓練・社会適応訓練等）
介　助（入浴を含む）	・利用者の状況に応じて適切な技術をもって食事・整容・更衣排泄・入浴等生活全般にわたる援助を行います。
送迎サービス	・送迎サービスのご利用に関しては、相談のうえ事業所の送迎計画上で可能な範囲で実施します。
健康管理	・日常生活上必要なバイタルチェックや投薬、その他必要な管 理、記録を行います。また医療機関との連絡調整及び協力医療 機関を通じて健康保持のための適切な支援を行います。 ・緊急時必要により、主治医あるいは協力医療機関等に責任を もって引き継ぎます。 ＜当施設の嘱託医師＞ 氏　名：杉浦　勇人 診察日：毎月１回　（基本第 4 金曜日）

生産活動	・生産活動の機会を提供します。 ① 軽作業 ② 手芸製品の作成・販売 ③ 資源回収 〈本人支給金の支払〉 上記生産活動における事業収入から必要経費を差し引いた額に相当する金額を本人支給金として、生産活動に従事している利用者に支払います。
日中活動の支援	・自立の支援と日常生活の充実に資するよう、利用者の心身の 状況に応じて支援します。 ・利用者が日常生活における適切な習慣を確立するとともに、 社会生活への適応性を高めるようあらゆる機会を通じて支援します。 ・社会経済活動に参加できるようにするため心身の状況に応じ て支援します。 ・利用者が自立して社会生活を営むことができるよう、作業活動を行います。
事業所外支援	・常時サービスを利用している利用者が、心身の状況の変化により、５日以上連続して利用がなかった場合は居宅を訪問して利用状況を確認し、月２回を限度として同意の上で支援を行います。
余暇活動の支援	・将来、地域において潤いのある質の高い生活を送ることができるための支援をします。
地域生活への移行支援	・利用者が地域で生活できるよう、外出、買い物、自活訓練等の活用等心身の特性に応じた適切な支援を行います。 ・利用者の、地域生活への移行について、関係職員が定期的に検討します。

（２）介護給付費対象外サービス内容

サービスの種類	サービスの内容
食事サービス（Ａ）	・利用者の希望に添った献立表を立て、栄養と利用者の身体状況に配慮したバラエティに富んだ食事を提供します。 ＜食事時間＞　12：15～13：15
教養娯楽・レクリエーション・行事等（Ｂ）	・当事業所では、必要な教養娯楽施設を整えるとともに、施設での生活を実りあるものとするため、適宜レクリエーション行事を企画します。 ・クラブ活動、音楽療法、その他日常生活を活発化するためのレクリエーションを実施します。 ・月１回の季節の行事や外出行事等を提供します。
社会生活上の便宜の供与等（Ｃ）	・行政機関に対する手続が必要な場合には、施設が代行し、利用者及び家族に報告いたします。
その他日常生活上必要となる支援（Ｄ）	・利用者の希望により、日用品等の購入の斡旋、代行等についても行います。

（３） 利用者の選定により提供するサービス内容

特別な食事（Ｅ）	・利用者のご希望により特別な食事を提供します。
その他（Ｆ）	・入浴サービス等

※利用者の選定によるサービスは、別途費用（実費）を頂きます。

（４） その他

サービス提供記録の保管	契約の終了後契約書に定める期間保管します。
サービス提供期間の閲覧	土・日を除く毎日 8 時 30 分から１７時 30 分。
サービス提供記録の複写物の交付	複写に際しては、1 枚につき 10 円いただきます。

〈サービスの概要〉

全てのサービスは、「個別支援計画」に基づいて行われます。本事業所のサービス管理責任者が作成し、利用者の同意をいただきます。また、必要に応じて随時「個別支援計画」の見直しを行います。

７　利用料金

（１） 介護給付費対象サービス内容の利用料金

介護給付費によるサービスを提供した際は、サービス利用料金（厚生労働大臣の定める基準により算出した額）のうち 9 割が介護給付費の給付対象となります。事業者が介護給付費等の給付を市町から直接受け取る（代理受領する）場合、利用者負担分として、サービス利用料金全体の１割の額を事業者にお支払いただきます。（定率負担または利用者負担額といいます）

なお、定率負担または利用者負担額の軽減等が適用される場合は、この限りではありません。障害福祉サービス受給者証をご確認ください。

（２） 介護給付費対象外サービス内容の利用料金

以下については、料金（実費等）をいただきます。

項　目	金　額
Ａ.食　事（基本的な昼食１食）	１食６５０円　（※食材料費３５０円） ※低所得者の軽減措置が適用される方は、食材料費のみの負担となります。
Ｂ.教養娯楽・行事等	実　費
Ｃ.社会生活上の便宜の供与等	実　費
Ｄ.その他日常生活上必要となる諸費用	実　費

※１．７．利用料に定める「Ａ.食事」については別表１に該当する場合、月あたりの負担額が軽減されます。

※２．食事が不要な場合には、２日前までにお申し出ください。２日前までに申し出があった際には、重要事項説明書７．利用料に定める「Ａ.食費」に係る自己負担額は不要となった日数分いただきません。

※３．給付費の給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご利用者の負担額を変更します。

※４．その他社会情勢等により著しい物価の変動等があった場合には、料金を変更する場合があります。

【別表１】

＜定率負担・実費負担の軽減措置の対象者（世帯）＞

① 生活保護…生活保護受給世帯

② 低所得１…市町村民税非課税であって障害者又は障害児の保護者の収入が 80 万円以下であるもの

③ 低所得２…市町村民税非課税世帯であるもののうち、②に該当しないもの

（３）利用者の選択により提供するサービス利用料金

特別な食事（Ｅ）	実費
その他（Ｆ）	入浴その他のサービスについては実費をいただきます。

（４）利用者負担の上限管理

支給決定時に利用者負担上限額を超える見込みがあるとして市町村が認定した場合は、利用者負担の上限管理を行います。

（５）サービス利用の取り消し料金

利用者がサービス利用の取り消し（キャンセル）する場合は、利用予定日の前日までに当事業所までお申し出ください。

尚、サービス利用日の当日午前１０時までに申出のない場合は、キャンセル料を頂く場合があります。

キャンセル料（給食費の実費相当額）１日あたり	６５０円

（６）利用料金の支払方法

前記利用料金は、サービス利用月末に締め、1ヶ月毎に計算し、翌月の１５日までに請求いたします。請求月の末日までに、口座振替又は現金にてお支払いください。

８　苦情等申立先

（１）要望・苦情等申立先

当施設ご利用相談窓口	・窓口担当者　生活支援員 解決責任者　管　理　者：中村大器 ・ご利用期間　8：30～17：30（土曜・日曜、年末年始を除く） ・電話番号　０５６６－９３－３９５６ ・担当者が不在の場合は、事務所までお申し出ください。 ・苦情受付箱を設置しておきますのでご利用ください。
碧南市役所福祉課	・所在地　愛知県碧南市松本町２８ ・電話番号　０５６６－４１－３３１１
西尾市役所福祉課	・所在地　愛知県西尾市寄住町下田２２番地 ・電話番号　０５６６-６５-２１１３
高浜市役所	・所在地　愛知県高浜市春日町五丁目１６５番地いきいき広場内 ・電話番号　０５６６-５２-７９１８
安城市役所	・所在地　愛知県安城市桜町１８番２３号福祉部障害福祉課 ・電話番号　０５６６-７１-２２２５
愛知県社会福祉協議会(運営適正化委員会)	・所在地　愛知県名古屋市東区白壁一丁目 50 番地 ・電話番号　０５２－２１２－５５１５ 愛知県社会福祉会館内

（２）虐待防止に関する相談窓口

虐待防止に関する相談窓口	・窓口担当者　サービス管理責任者 ・ご利用期間　8：30～17：30（土曜・日曜、年末年始を除く） ・電話番号　０５６６－９３－３９５６ ・担当者が不在の場合は、事務所までお申し出ください。

９　第三者委員

第三者委員	三枝　寿也　［所属］社会福祉法人 WHJ　理事　0566-41-1232

10　第三者評価の実施状況

本事業所の第三者評価の実施状況は以下の通りです。

実施の有無	あり　・（なし）
実施した直近の年月日	年　　月　　日
実施した評価機関の名称	
評価結果の開示状況	

11　業務継続計画の策定

感染症や非常災害の発生時において、サービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画を策定し、従業者への周知と定期的な訓練及び見直しをします。

12　衛生管理等

利用者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を講じます。また、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正にします。

（１）事業所における感染症または食中毒の予防及び蔓延防止の対策検討委員会を定期的に開催します。

（２）感染症及び食中毒予防、蔓延防止のための指針を整備します。

（３）従業者に対し、感染症及び食中毒の予防、蔓延防止のための研修、訓練等を実施。

１３　協力医療機関

医療機関の名称	もぎ内科クリニック
医院長名	茂木　仁志
所在地	愛知県碧南市中山町 1-25
電話番号	０５６６－４６－６６６０
入院設備	なし
診療科	内科，呼吸器科、アレルギー科

嘱託医

医療機関の名称	作塚杉浦クリニック
医師名	杉浦　勇人
電話番号	０５６６－４２－５３２７
診療科	内科，外科，消化器科，皮膚科，肛門科，リハビリテーション科

14　非常災害時の対策

非常時の対応	別途定める「ふれあいの杜まんなか　消防計画」により、対応いたします。
平常時の訓練	別途定める「ふれあいの杜まんなか　消防計画」にのっとり年４回昼間を想定した避難・防災訓練を、利用者の方も参加して実施します。
防災訓練	・消火器　あり ・ガス漏れ報知器　　あり　　・非常通報装置　　あり ・防火管理者　　選任あり

消防計画等	
保険加入	事故・災害に備えて、損害賠償保険に加入しています。 加入保険会社名：AIG 損害保険会社 加入保険内容：賠償責任保険

15　事故発生時の対応方法について

利用者の対する生活介護サービスの提供により事故が発生した場合、県・市町村・利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
また、利用者に対する生活介護サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

16　当施設ご利用の際に留意いただく事項

喫煙	喫煙は決められた場所でお願いします。喫煙コーナー以外は、全館禁煙です。
貴重品の管理	貴重品につきましては、利用者の責任において管理して頂きます。自己管理のできない利用者につきましては、預り金管理サービス（有料）をご利用ください。
宗教活動・政治活動・営利活動	利用者の思想、信教は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動および営利活動はご遠慮ください。